

相続の不安や悩みを
整理しませんか？



高橋さんのところ
この間の相続でかなり
土地を売ってしまったわね…

はあ…

「次は自宅を売る
ようになるかも」
って悩んでたよ

うちはお義母さんが
亡くなったら相続税は
どれぐらいなのかしら？

うーん…税理士に聞いたなら
親父の時と同じぐらい
らしいけど…

そういえば加藤さんのところは
顧問とは別の会計事務所に

生前対策を無料で提案してもらって
頼んで良かったって言ってたわよ

無料で!?
それなら話だけでも
聞いてみるか…

この度はお問い合わせ
頂きありがとうございます

父親の相続は苦勞したから
母親の時が心配だね

相続税ってそんなに
変わるんですか？

相続財産にもよりますが
土地活用や生命保険

現金であれば贈与することによって
相続税を減らすことができます

贈与ならやってる
けどなあ……？

うーむ……

暦年贈与だと
思います

令和5年度の税制改正
によって 相続税に
加算される持ち戻し
期間が3年から7年
に延長され

相続時精算課税制度に
基礎控除が設けられ
ましたので
どちらが有利かを
検証する必要があります

贈与税は高いから
相続した方がいいと
聞いた気がするんですけど……

贈与税率の方が
高く見えますが
相続財産の総額によって

相続税率の方が
高くなりますので
贈与の特例も含めて
試算が必要です

古いアパートの建替えと
活用を勧められている畑があつて

本当に生前対策として
やった方がいいんですかね？

アパート

畑

生前対策になるかも知れませんが
収益性が無ければ単なる借金ですから
収支を試算する必要があります

でもねえ…
私たちに
分かるかしら…

ご要望でしたら
弊所が窓口になり
数社に提案を依頼します

えっ!? 直接やり取り
しないでいいんですか？

はい！弊所で市場調査と
経年を考慮した
シミュレーションをして
提案の収益性を検証して
から提示させて頂きます

電話の
営業も
ありません！

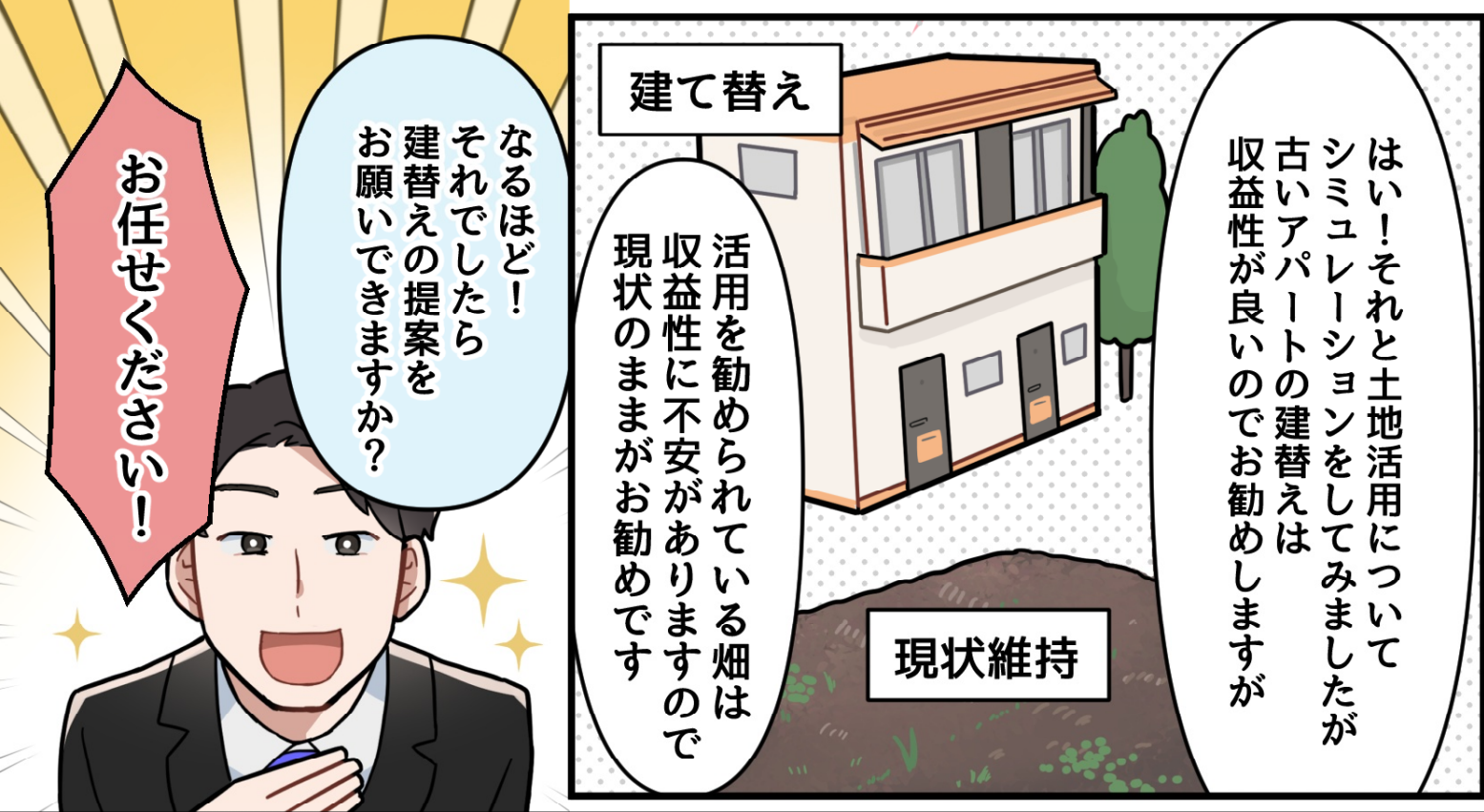
でもなあ…どうも
借金が嫌でねえ…

ズン…

相続税は支払い義務がある
借金だとお考えください

土地活用に収益性があれば
相続税という借金を減らして
資産形成されることを
お勧めします





事務所理念

- 得意先様の発展なくして事務所の発展なし。
- 得意先様の御要望にこたえるべくあらゆる資源を投入します。
- 得意先様の御要望にこたえるべく日々研鑽を積みます。
- 得意先様の総合デパートを目指します。

名 称 古川会計事務所
設 立 昭和 27 年 前所長 古川龍治（公認会計士・税理士） 設立
所 長 古川勉（公認会計士・税理士）
副所長 古川顕史（公認会計士・税理士）
法律顧問 古川穰史（弁護士）
会計顧問 古川加奈子（公認会計士）
所員数 8 名
住 所 〒193-0931 東京都八王子市台町 3-2-5
営業時間 8：30-17：00（休業日 土・日・祝日：休業日予約相談可能）
TEL 042-624-1295（代）
FAX 042-621-1691
e-mail furukawa-kaikei@mjs.ocn.ne.jp
アクセス J R 中央線 八王子駅・西八王子駅または
京王線 山田駅より徒歩 14 分・タクシー 3 分
富士森公園陸上競技場前。
富士森会館（中華料理 海苑）並びです。
駐車場完備

